

特集 子どもの権利条約採択
20周年記念イベント

子どももおとなも考え、表現した2日間

～子どもの権利条約・国連採択20周年記念 集中イベント

谷川 由起子 (特定非営利活動法人こども福祉研究所 理事)

「子どもの権利条約が国連で採択されてから、今年で(やっと)20年」という事実は、子どもの権利や福祉に関わる仕事や活動をしている人々にとっては常識でも、一般の人々にとっては驚くべきことであろう。事実、私のいわゆる「ママ友達」には、「子どもには生きる権利があります」という当然のことが20年前までは公式には認められていなかったということを知っている人は誰もいなかった。このことから、「子どもの権利条約・国連採択20周年記念事業の一貫として、夏の集中イベントを実施する」と聞いた時、すぐに考えたのは「ひとりでも多くの人に、『たった20年しか経っていない』ことを知ってもらいたい」ということだった。

子どもの権利条約・国連採択20周年記念事業は年間を通じて様々な形で実施されるが、集中イベントは全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)様から西新宿の「全労済ホール/スペース・ゼロ」の提供を受け、8月29日(土)・30日(日)の2日間に「子どもたちは表現する・おとなたちは考える」をテーマとして実施することが決まった。NPOこども福祉研究所が運営協力として実務の多くを担うことになったが、準備作業に専念できる人員が一人もない状況下で私が微力ながら計画・準備作業の実務を担当することとなり、準備が行

き届かず、参加してくださった団体の皆様には直前までバタバタと様々な連絡・調整にご協力いただくことになってしまったことは、今でも猛省している次第である。

2日間のイベント構成は以下の通りである。全プログラム入場無料で実施した。



展示スペース上から

NEWSLETTER No.97 CONTENTS

特集 子どもの権利条約採択20周年記念イベント

- 子どももおとなも考え、表現した2日間 /1
- 子どもたちは表現する /4
 - ・オトノスタ (アンブレラド ライブ)
 - ・ロスエンクエントロス (フォルクローレ演奏)
 - ・東京シューレ (不登校の子ども権利宣言)
- 「不登校の子ども権利宣言」と
子どもの自発的権利学習 /7

特集 全国自治体シンポジウム2009

- 地方自治体と子ども施策 /8
- 記念講演「子どものSOSと子どもにやさしいまちづくり」 /9

TOPICS

- オンブズ8サミット報告 /10

お知らせ

- 子どもの権利条約基礎講座 /11
- 子どもの権利条約フォーラムinとやま /12

【8月29日】

- 「子どもたちは表現する」：子どもたちによるパフォーマンス
 - ・ unplugged live /オトノスタ (NPO法人JUMP) :アコースティックバンド演奏
 - ・ 不登校からの権利宣言/フリースクール東京シュール
 - ・ ロス えんクエントロス /NPO法人フリースペースたまりば:フォルクローレ演奏
 - ・ Child to Publicキャンペーン～子どもたちの映像メッセージ「私にできること」/社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
 - ・ 朗読劇・働く子どもたちについて知ろう/NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
 - ・ 子どもの権利条約世代の子どもから～私たちにとっての子どもの権利条約/子どもの権利条約ネットワーク
- 「おとなたちは考える」
 - ・ 「おとなの抱える問題を子どもに背負わせるな～貧困を断ち切る子ども支援を探る」
コーディネーター：森田明美（東洋大学社会学部教授）
シンポジスト：石井小夜子（弁護士）・奥地圭子（東京シュール）・鷹咲子（早稲田大学非常勤講師）
 - ・ 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議による特別発言

【8月30日】

- 東京弁護士会主催「子どもたちと弁護士がつくるお芝居『もがれた翼 パート16～あの橋をわたって』
- 社会的養護の下でのケアを考える会・報告/NPO 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ

【8月29日・30日共通】

- 展示「子どもの権利条約20年・子どもの未来へのメッセージ」
- 未成年「模擬」衆議院議員選挙/模擬選挙推進ネットワーク
- 子どもたちの手作り「たまりばカフェ」/NPOフリースペースたまりば
- みんなで描く絵「長く長く手をつなごう」
- プラ板工作コーナー ○ 映像作品展示 ○ 関連書籍や作品、物品の販売、試食

初日である8月29日(土)は朝から快晴だった。関係者の多くは9時に会場に集合し、ご挨拶もほどほどに準備作業にとりかかった。お互いに面識がない団体が多い中、ギャラリーでの展示作業や配布資料の準備は協力しあい、相談しあい、譲り合って、スムーズかつ和やかに進んでいった。準備作業が始まってほどなくすると、今風の若い男性数人が会場に到着した。深夜に大阪を高速バスで出発して会場まで来てくれたオトノスタのメンバーだった。バスでの長旅のあと、朝早く新宿に到着してから数時間はどこかで時間をつぶしていたのであろうが、その疲れも見せずに元気に挨拶をしてくれて、私の心の中で「子どもたちは表現する」への期待はますます膨らんだ。

「子どもたちは表現する」に出演すると同時に展示、物販、さらに「子どもたちの手作り『たまりばカフェ』」としての参加ををお願いしたフリースペースたまりばの皆さんは、手作りクッキーなどを含むたくさんの荷物とともに到着。フリースペースたまりばは、前日までにいつ連絡を入れても電話の向こうでフォルクローレの練習をしている音が聞こえていたが、その上にカフェや展示の準備までしなければならず、とても大変だっただろう。そんな心配をよそに、数時間後にステージに立つ子ども大人も作業を分担し、手際よく準備が進んでいった。

準備を開始して約2時間後、参加したすべての団体のメンバー全員が協力しあい、会場全体の準備は予想以上の早さで進んでいた。展示に参加する団体の中にはスタッフの調整が付かず、展示物だけが会場に到着している団体もいくつかあったのだが、自分たちの展示が済んだ団体は率先してスタッフが到着していない団体の展示作業を担ってくださった。2日間限りの「寄り合い所帯」だということが嘘のように感じら

れるチームワークのおかげで12時頃までにはほとんどの準備は完了し、13時の公開開始を待つばかりとなっていた。会場の裏手からは「子どもたちは表現する」の出演者が練習する音が聞こえて、全体がイベントらしいムードに包まれていた。公開開始の13時を過ぎると、ポツポツとお客様がお見えになった。残暑の厳しい日だったので、日本生活協同組合連合会様より寄付していただいた飲み物を冷やして、お客様に自由に取っていただくよう準備した。

主催者ご挨拶のあと、14時過ぎより「子どもたちは表現する」を開演した。最初にステージ上でマイクを持ったのは、オトノスタの楽しいMCの若者。彼が自然体のマイクパフォーマンスで観客をひきつけた後、

オトノスタの2つのバンドが胸に染み入る格好いい演奏を披露してくれた。演奏後に舞台袖に戻ってきた彼らの表情は晴れ晴れとしていて、まぶしいほどであった。

次の演目はフリースクール東京シュールによる「不登校からの権利宣言」。この宣言は、東京シュールが毎年実施している全国の不登校の子どもたちによる「子ども交流合宿」が今年で20年を迎えたことを機に採択した宣言で、採択までのプロセスを中心的に担った子どもたちが手作り楽器の演奏や映像をはさみながら、13条からなる「不登校からの権利宣言」を発表してくれた。感極まって涙を見せる子ども、笑顔で喜びを分かち合う子どもの様子から、この宣言に込められた熱い思いが感じられる発表であった。

次に、子どもと大人約20名で構成されるフリースペースたまりばのフォルクローレバンド「ロス えんクエントロス」がステージ上がった。アンデス地方の衣装を身に着けたメンバーは民族楽器を持ち、日頃の練習成果を存分に発揮する演奏をしてくれた。たまりばカフェで売られているクッキーや

ティッシュケース、髪を束ねるゴムなどには、ここで演奏してくれている子どもたちの作品も含まれる。その豊かな表現力に圧倒される演奏だった。

次はセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによる「Child to Publicキャンペーン～子どもたちの映像メッセージ『私にできること』」の入賞作品の紹介がおこなわれた。「私にできること」というテーマを与えられた子どもたちが作り出したメッセージ性にあふれる作品は、子どもの素直な問題意識をストレートに表現していて、宿題を突きつけられたように感じた大人も多くいたであろう。ここで紹介した作品は30日の来場者にも見ていただけるよう、ギャラリーの一角の映像コーナーでも流させていただいた。(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのホームページでも見ることができる。)

続いて、フリー・ザ・チルドレン・ジャパンによる「朗読劇・働く子どもたちについて知ろう」が披露された。ステージには制服姿の高校生が上がり、映し出されるインドの子どもたちの写真に合わせ、生活のために働くことを余儀なくされている子どもたちの実情を訴えた。印象的だったのは最後の写真が大勢の子どもたちのあふれるほどの笑顔で埋め尽くされていたことで、どんな状況下でも希望を失わない子どもたちの強さに胸を打たれた。

最後は少し趣向を変え、自らが子どもの立場で川崎の権利条例を作る「子ども委員会」で活動し、母となった現在も子どもの権利を守るために活動を続けている圓谷雪絵さんがステージに上がり、「子どもの権利条約」と共に歩んだ半生について、誰にも分かる易しい言葉で語ってくれた。大人になってから子どもの権利について考えるようになったわけではなく、中学生の時から自然体で権利と向き合ってきた圓谷さんの言葉には重みがあり、子どもの権利に関する条例作りに子ども自身が参画することの意義を参加者に伝えて余りある内容だった。

「子どもたちは表現する」に出演した子どもたちには、特別な子どもはいない。みんな普通の子もたちだ。普通の子もたちがステージに立つ時に向けて様々に考え、努力し、練習を重ねてきた。ステージに上がる前、舞台袖では緊張のために手が震えていた子どもも多かった。そんな彼らが本番では実に生き生きと自らのメッセージを伝え、達成感にあふれた誇らしげな表情でステージから戻ってきた。その姿はまさに子どもの権利条約の中の「参加する権利」の意義を全身で訴えていた。彼らから「参加する権利」を奪うことは決して許されない、そう実感することができた瞬間であった。今でも後悔しているのは、彼らに全員での記念撮影をしてもらわなかったことと、グループ同士の交流の場を設置できなかったことである。忙しさにかまけてそこまで気が回らなかったが、後悔してもしきれないほど残念に感じている。

休憩を挟んだ後、「おとなたちは考える」が開演となった。子どもたちが豊かな表現力を使い、直接的にも間接的にも大人に対して問題提起してくれた「子どもたちは表現する」の雰囲気が残る会場で、静かにシンポジウムが始まった。コーディネーターである東洋大学 社会学部教授 森田明美さんによる問題提起に続き、3人のシンポジストがそれぞれの立場か

ら意見を述べた。

- ・奥地圭子さん(東京シューレ)「不登校の子どもへの支援から」
- ・石井小夜子さん(弁護士)「ひとり親・外国人家庭支援から」
- ・鷹 咲子(早稲田大学非常勤講師)「就学援助の現実から」

大人の抱える問題がどのように子どもの育ちや暮らしへ影響しているかについて、参加者がそれぞれの立場で真剣にシンポジストの話聞いていたせいだろうか、会場は張り詰めた空気が流れているように感じた。

短い休憩を挟んで、荒牧重人さん(山梨学院大学法科大学院教授)と平野裕二さん(Action for the Rights of Children代表)から、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議による特別発言が発表された。「国連・子どもの権利委員会と第3回日本報告書審査」と題し、国際的な流れや動き、日本の報告書審査について専門的な説明がおこなわれた。

続いて、一日を締めくくるシンポジウムの総括となった。大人の抱える問題が子どもへと垂れ流される現状を変えることは一朝一夕には難しい。しかし、各個人や団体が問題意識を失わず、役割を果たすことできっと状況は変えられる。やるべきことはまだまだたくさんある。そんな風を感じさせられるシンポジウムであった。

以上で述べた「子どもたちは表現する」・「おとなたちは考える」と並行しておこなわれていた展示や販売会場では、各団体が趣向をこらした掲示物や資料、書籍で会場が埋め尽くされていた。来場者は資料を手にとったり、スタッフの説明を聞いたりしながら、子どもの権利について考えるひと時を過ごしてくれたことと思う。

会場内に設置された幅10メートルの共同制作作品「みんなで描く絵『長く長く手をつなごう』」も、来場者が思い思いのイラストを描きこんでくれたおかげで、華やかな作品に仕上がった。来場の記念にもなるプラ板工作にも多くの方が参加してくれていた。できあがったキーホルダーを見ながら、時にはこのイベントのことを思い出して欲しいと思う。

「子どもたちの手作り『たまりばカフェ』」は、初日は夕方には商品が売り切れとなり、予定より早めの店じまいとなった。私はあとでクッキーを買い求めようと思っていたので買いそびれる結果となったが、翌日にはまた新しい商品を持ちこんでくださったおかげで、初日の分まであれこれ買い求めることができた。

偶然にも本当の衆議院議員選挙と同日の開催となった「未成年模擬衆議院議員選挙」コーナーには本物の投票箱が設置され、大人顔負けにマニフェストなどの資料を見たり、党代表の写真を眺めながら貴重な一票の投票先を決めている子どもたちは非常に微笑ましく、また頼もしくも見えた。

2日目である30日(日)は台風が関東地方に接近する中、11時から展示会場の開放を開始した。午後からは東京弁護士会による「子どもたちと弁護士がつくるお芝居『もがれた翼 パート16～あの橋をわたって』」が2回公演で実施された。もがれた翼は毎年観に来てくださるような熱心なファンもいるお芝居で、この日も昼の部・夜の部合わせて600人を超すお客様がご来場された。

前日に引き続いて実施した展示や販売、たまりばカフェな

ども、特にもがれた翼の開演前などはたくさんのお客様が足を止めてくださり、「ひとりでも多くの人に、『たった20年しか経っていない』ことを知ってもらおう」という課題にも応えられたと思う。

結果的に、8月29日(土)は大人子ども合わせて約170人、30日(日)には約600人、合計で約770人の方にご来場いただけた。ご来場くださった方々に、ほんの少しだけでも子どもの権利について興味や関心を持ち続けていただけるきっかけを与えることができたのではないかと自負している。

未成年模擬選挙についてはこのイベントの中だけでなく各地でおこなわれた投票結果を集約して結果発表されることになっているが、9月9日現在ではまだ集計が終わっていない。9月3日までにまとめられた有効投票数は2,884票で、まだ7ヶ所分が集計されていない。ご興味のある方はインターネットで「未成年模擬選挙」というキーワードで検索をして、「未成年模擬選挙」のブログから結果をご確認いただきたい。

繰り返しになるが、このイベントには様々な団体に参加していただいた。主催者である子どもの権利条約総合研究所と東京弁護士会を入るとその数は実に22団体となり、それぞれの団体の立脚点多様であるが、その立脚点は以下のように大別できる。

- ①子どもの権利に関する条約や条例を軸として子どもの権利実現を図る
- ②法律の専門家として子どもを支援する
- ③不登校の子どもを支え、多様な「育ちの場」を提供する
- ④食から子どもの成長発達を保障する
- ⑤子ども参加を推進する
- ⑥国際的活動を通じて世界の子どもと日本の子どもを支える

このように分類してみると、多様な大人たちが多様な子どもをいろいろな方面から支えていることが分かる。それぞれの立場で大人たちが考え、行動し、連携することは、今年でやっと成人式を迎えた子どもの権利条約が成熟していくために不可欠だと実感できた2日間であった。

子どもたちは表現する

● アンブラグドライブ ～オト♪スタ (NPO法人JUMP)～



「こんにちは。ぼくたちはオト♪スタという団体です。」

イベントの1番。とても緊張した様子でひとりの子どもが舞台上に立ちました。その表情や震える手からも緊張が伝わってきます。オト♪スタの成り立ちについてのエピソードを話しはじめました。

2000年、新大阪駅の近くで中高生を中心とした「バッチリスタディ教室」という学習会ができました。地域の低学力に課題を感じた青年が集まり、子どもの居場所や勉強のできる環境を作ろうとひらいたものでした。来ている子どもたちに、黒い髪の毛の子はおらず、金髪にピアス、腰パンなどが学習会の制服のようでした。テストで0点をどれだけとったかを競う子どもたち。勉強ができないことで学校には居場所がない。でも、ここだったらありのままの自分を受け入れてくれる。青年や地元のおとなたちとの出会いや繋がりのなかで学ぶことで、子どもたちの学力は次第にあがっていきました。

あるとき学習会のスタッフの1人が仕事のために東京に移

り住むことになりました。おとなも子どもも一緒になってスタッフを送り出そうと「さよならLIVE」を企画し、一生懸命練習した演奏で送り出しました。それをお客さんとして見ていた子どもたちが、「ぼくらは楽器をやりたい、バンドがしたい」とスタッフにかけあい、音楽の学習会「オト♪スタ」がはじまりました。

子どもがエピソードを話し終えた後、17歳の3人組「A' diot (エディオット)」と18歳の2人組「dual sound (デュアルサウンド)」が登場し、日ごろの練習の成果を発表しました。どちらも会場を大いに盛り上げてくれました。

「めっちゃ緊張した。こんなにミスしたのは初めて」、「不安やったけど、東京に来て演奏できてホンマ良い経験になったわ」、「こんな発表の場を与えてくれてありがとう」、「もっともっといろんなところで発表していきたい」演奏を終えた子どもたちの楽屋での感想です。子どもたちのパワーに元気づけられました。

● フォルクローレ演奏 ～ロスえんクエントロス (NPO法人フリースペースたまりば)～



まず最初に、何よりも楽しかったです。
みんなと楽屋にいる時間とか、本番前の練習とか、
楽屋のモニターからBLUEHEARTSが流れて頭振ってたとき
とか、
ステージが終わった後ビデオ見てた時とか、
片付けの時、カホン叩いている兄ちゃんと絡めた時とか、
全部、全部楽しかったです。
もちろん自分のステージも楽しかったです。

完璧ではないし、観客席を気にする余裕もあまりなかったけれども、

やっぱり楽しくて楽しくて仕方なかったなあって。

自分がこの音楽を始めたきっかけは本当に小さなもので。

ただ、周りがやってたからポンッとやってみただけでした。

それがもう5年前だったかな？

あの時の自分はこんなになるとは思っていませんでした。

というか中学一年生の自分はこんなに長い間続くとは思って
いなかったの。

自分がこんなに笛に思い入れしているのは、間違いなく「えん」
のみんな、「ロスえんクエントロス」のせいだと思います。

というか、こういうものを自分が書くことになるとは。

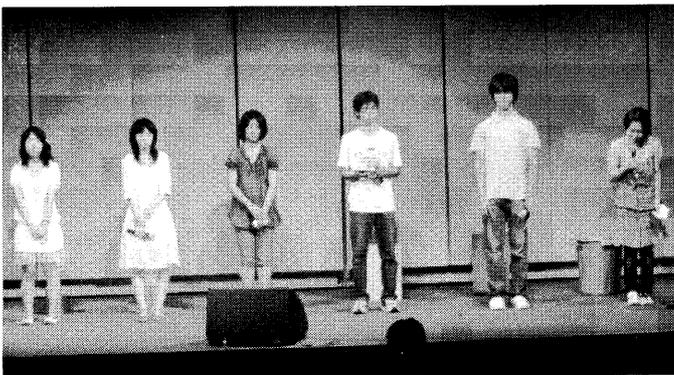
自分は本当に文字及び文章が書けない人間なので、... こんな
感じで良いのでしょうか？

でも子どもの権利条約の方からこういう話を貰えたのも、「ロ
スえんクエントロス」のみんなが少しは評価されたという事
だと思っています。

嬉しいです。本当に有難うございます。

(「ロスえんクエントロス」メンバー)

● 不登校の子どもの権利宣言 ～フリースクール 東京シューレ～



私たちがつくった「不登校の子どもの権利宣言」が8月22
日、23日に行われた「全国子ども交流合宿ぱおぱお」の大会
エンディングで採択されました。この宣言は、一年間東京
シューレで子どもの権利を学んできたメンバーと実行委員、
15人ほどが関わり草案をつくり、採択前日に合宿参加者と
いっしょにミーティングを開きまとめあげたものです。

宣言をつくることになったきっかけは、毎年夏に行われて
いる「全国子ども交流合宿」が、今年、20回大会という節目
に東京の早稲田大学で開かれることになり、私が実行委員長
を務めることになりました。そこで、不登校を否定的にみる
社会の価値観のなかで、不登校の私たちが感じていることを
社会に向けて発信していきたいという思いから、実行委員会
企画として不登校の立場から見た、子どもの権利宣言をつく
り、エンディングで採択することにしました。また偶然にも
今年は子どもの権利条約が採択されて20年目で二つの節目が
重なる年でした。

この宣言の土台となったのは、去年の5月から東京シュー

レで開いている子どもの権利講座でした。この講座はユニセ
フハウスに見学に行ったとき、子どもの権利という発展途
上国の子どものためにあるようなイメージだが、日本に住む
私たちの子どもの権利はあるのか、もっと私たち自身で子
どもの権利を学んで考えていきたいと感じたことから始まった
ものです。

草案づくりでは、その一年間の学びを生かし、不登校をし
ていて、教師や保護者、社会の中で権利が守られていないと
感じたことや体験を出し合うことから始まり、それを基に
宣言文を考えました。できあがる直前には、喜多さんや奥地
さんにアドバイスを頂き、延べ38時間にわたりみんなで納得
できるまで話し合いました。

「不登校の子どもの権利宣言」は不登校を経験し、子どもの
権利を学んだ私たちからおとなたち、とくに保護者や教師へ
のメッセージです。この宣言が、不登校の子、苦しみながら
学校に行き続けている子にとって、不登校をすることも自分
たちの権利のひとつであると知ることや、子どもの権利が私
たちの身近な生活のなかにあるのだと知ること、おとなにとっ
ては不登校を理解することのきっかけになったら嬉しいです。
教育への権利(1条)や学ぶ権利(2条)、子どもの権利を知
る権利(13条)など、どの条文にも、不登校をしている私た
ちを理解してもらいたい、権利を学んで感じたことを伝えたい
という思いが詰まっています。ぜひ多くの方にお伝えくだ
さい。

そして、私たちは今後もこの宣言をより多くの人に広めて
いくため引き続き活動していきます。

(東京シューレ高等部 工藤健仁)

不登校の子どもの権利宣言

前文

私たち子どもはひとりひとりが個性を持った人間です。

しかし、不登校をしている私たちの多くが、学校に行くことが当たり前という社会の価値観の中で、私たちの悩みや思いを、十分に理解できない人たちから心無い言葉を言われ、傷つけられることを経験しています。

不登校の私たちの権利を伝えるため、すべてのおとなたちに向けて私たちは声をあげます。

おとなたち、特に保護者や教師は、子どもの声に耳を傾け、私たちの考えや個々の価値観と、子どもの最善の利益を尊重してください。そして共に生きやすい社会をつくっていきませんか。

多くの不登校の子どもや、苦しみながら学校に行き続けている子どもが、一人でも自身に合った生き方や学び方を選べる世の中になるように、今日この大会で次のことを宣言します。

一、教育への権利

私たちには、教育への権利がある。学校へ行く・行かないを自身で決める権利がある。義務教育とは、国や保護者が、すべての子どもに教育を受けられるようにする義務である。子どもが学校に行くことは義務ではない。

二、学ぶ権利

私たちには、学びたいことを自身に合った方法で学ぶ権利がある。学びとは、私たちの意思で知ることであり他者から強制されるものではない。私たちは、生きていく中で多くのことを学んでいる。

三、学び・育ちのあり方を選ぶ権利

私たちには、学校、フリースクール、フリースペース、ホームエデュケーション（家で過ごす・学ぶ）など、どのように学び・育つかを選ぶ権利がある。おとなは、学校に行くことが当たり前だという考えを子どもに押し付けないでほしい。

四、安心して休む権利

私たちには、安心して休む権利がある。おとなは、学校やそのほかの通うべきとされたところに、本人の気持ちに反して行かせるのではなく、家などの安心できる環境で、ゆっくり過ごすことを保障してほしい。

五、ありのままに生きる権利

私たちは、ひとりひとり違う人間である。おとなは子どもに対して競争に追いつけたり、比較して優劣をつけてはならない。歩む速度や歩む道は自身で決める。

六、差別を受けない権利

不登校、障がい、成績、能力、年齢、性別、性格、容姿、国籍、家庭事情などを理由とする差別をしてはならない。例えばおとなは、不登校の子どもと遊ぶと自分の子どもまでもが不登校になるという偏見から、子ども同士の関係に制限を付けないでほしい。

七、公的な費用による保障を受ける権利

学校外の学び・育ちを選んだ私たちにも、学校に行っている子どもと同じように公的な費用による保障を受ける権利がある。

例えば、フリースクール・フリースペースに所属している、小・中学生と高校生は通学定期券が保障されているが、高校に在籍していない子どもたちには保障されていない。すべての子どもが平等に公的費用を受けられる社会にしてほしい。

八、暴力から守られ安心して育つ権利

私たちには、不登校を理由にした暴力から守られ、安心して育つ権利がある。おとなは、子どもに対し体罰、虐待、暴力的な入所・入院などのあらゆる暴力をしてはならない。

九、プライバシーの権利

おとなは私たちのプライバシーを侵害してはならない。

例えば、学校に行くよう説得するために、教師が家に勝手に押しかけてくることや、時間に関係なく何度も電話をかけてくること、親が教師に家での様子を話すこともプライバシーの侵害である。私たち自身に関することは、必ず意見を聞いてほしい。

十、対等な人格として認められる権利

学校や社会、生活の中で子どもの権利が活かされるように、おとなは私たちを対等な人格として認め、いっしょに考えなければならない。子どもが自身の考えや気持ちをありのままに伝えることができる関係、環境が必要である。

十一、不登校をしている私たちの生き方の権利

おとなは、不登校をしている私たちの生き方を認めてほしい。私たちと向き合うことから不登校を理解してほしい。それなしに、私たちの幸せはうまれない。

十二、他者の権利の尊重

私たちは、他者の権利や自由も尊重します。

十三、子どもの権利を知る権利

私たちには、子どもの権利を知る権利がある。国やおとなは子どもに対し、子どもの権利を知る機会を保障しなければならない。子どもの権利が守られているかどうかは、子ども自身が決める。

2009年8月23日

全国子ども交流合宿「ばおばお」参加者一同

「不登校の子どもの権利宣言」と 子どもの自発的権利学習

— 子どもの「権利を知る権利」を宣言 —

喜多 明人

今年に入って、全国フリースクール大会の折に東京シュレの子どもたちから子どもの権利条約の学習会を開いているという話を聞いた。私にも講師に来てほしい、という要望もあってとてもうれしくなった。最近、子どもの権利条約に熱心な自治体や学校、あるいはCAPなどの市民団体が子どもたちのために、条約学習を含めて「権利学習」を行っている例はあるが、子ども自身が自分たちの発想で子どもの権利条約の自主的な学習をすすめている、という例はたいへんめずらしかったからである。

<1990年代日本の子どもの権利行使>

子どもの権利条約採択後の20年、その前半期に当たる1990年代は、子どもたちが自分の環境を変えていくために子どもの権利条約を学んだり、生かそうとする動きが活発であった。私が知る限りでも子どもの権利条約を広めていくために「10代の会」をつくった子どもグループ（東京、札幌＝フリースクール「さとぼろ」）、学校に不満を持つ子どもの会（大阪）、あるいは生徒人権プロジェクト（千葉県生徒会連盟）などの活動があった。大阪の子どもの会が中心となり、赤松文部大臣（細川内閣当時）に手紙を出し、それがきっかけで「丸刈り校則」がなくなったことはあまり知られていない。

<2000年代めんどくさい派の台頭とゼロトレランス>

2000年代は、ゼロトレランス＝寛容なき厳罰主義の影響もあり、「失敗できない」子どもの活動停滞期に入った時期といえる。生徒会や子ども会などに参加したいという子どもは全体の2、3割程度に落ち込み、発言したり、人とかかわることをわずらわしく感じる「めんどくさい」派が台頭した（川崎市2003年調査）。このような子どもの状況は、子どもの自己肯定感の低下とも重なる。そのような時期に、不登校の子どもたちから自発的な権利学習がはじまり、その学習成果が今回の権利宣言に結実したことを率直に喜びたい。

まずこの宣言の前文では、「私たち子どもはひとりひとりが個性を持った人間です。しかし、不登校をしている私たちの多くが、学校に行くことが当たり前という社会の価値観の中で、私たちの悩みや思いを、十分に理解できない人たちから心無い言葉を言われ、傷つけられることを経験しています。不登校の私たちの権利を伝えるため、すべてのおとなたちに向けて私たちは声をあげます。」とある。

「学校に行くことが当たり前」という社会的価値観と闘ってきた子どもたちの思いが込められている。

私はつねづね今日の家庭や地域の変質、子どもの多様な問題状況が生じる中で学校が何でも背負い込む体質を改めて、そろそろ学校以外の学び場を公教育として認めてよいのではないか、と問題提起をしてきた。その裏返しとってよい子どもたちの言い分は二・三条にこう表現された。

「二、学ぶ権利

私たちには、学びたいことを自身に合った方法で学ぶ権利がある。学びとは、私たちの意思で知ることであり他者から強制されるものではない。私たちは、生きていく中で多くのことを学んでいる。」

「三、学び・育ちのあり方を選ぶ権利

私たちには、学校、フリースクール、フリースペース、ホームエデュケーション（家で過ごす・学ぶ）など、どのように学び・育つかを選ぶ権利がある。おとなは、学校に行くことが当たり前だという考えを子どもに押し付けないでほしい」と。

憲法26条2項には、すべて国民は「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」と書かれているが、学校だけが普通教育を与えるところとは書いていない。子どもの多様な意思とニーズに応じてひとしく教育を受ける権利（26条1項）を実質的に保障していくために、学校教育法に定める学校以外の「学びの場」を制度化することが現代的課題となっている。

かつては、フリースクールなどへの公的支援・助成が課題とされていたが、近年はこれをさらに進めて、公教育の一環に据えていこうという方向性が明確になってきたといっているのではないかと。

とくに、13項で以下の条文を宣言した意味は大きい。

「十三、子どもの権利を知る権利

私たちには、子どもの権利を知る権利がある。国やおとなは子どもに対し、子どもの権利を知る機会を保障しなければならない。子どもの権利が守られているかどうかは、子ども自身が決める。」

子どもの権利条約の子どもへの広報義務は、一般的には国連において協定を結んだ締約国間の義務と考えられがちであるが、子どもの「権利を知る権利」に対する締約国の義務であるという本質をよく表現していると感じられた。不登校の子どもたちが置かれている現状から、そのような権利要求がにじみ出てきたこと、そのような権利要求にこそ私たちネットワークも依拠すべきであること、を痛切に感じたのである。

「地方自治と子ども施策」

— 全国自治体シンポジウム2009 —

2009年9月3日から2日間、北海道の札幌市にて全国自治体シンポジウムが開催された。自治体シンポジウムは、地方自治のもとで地域において子どもを支援していく子ども施策のあり方や展望を見出すために2002年から毎年開催されている。第8回目の開催となる今年度は「子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり」をテーマに、厳しさを増す子どもたちの状況に目を向け、現行の子育て支援施策の中に子ども支援の視点・施策をいかに盛り込んでゆくの、また、さまざまな行政分野に分断された状態で行なわれている子ども施策を、いかにして子ども支援やまちづくりといった視点で捉えなおし、総合化していくのかについて報告や意見交換がなされた。

1日目は、元ノルウェー・子どもオmbズマンでユニセフ・イノチェンティ研究センター上級研究員のトロント・ヴォーグ氏による記念講演が行なわれたのち、シンポジウム「子ども支援・子育て支援の総合化と子どもにやさしいまちづくり～わがまちの子ども施策と首長のイニシアティブ～」が行なわれた。

シンポジウムでは、基調報告者の森田明美氏（東洋大学）による子育て家庭が抱えるさまざまな困難や、地域や行政による子育て家族への支援の不十分さ及び必要性についての問題提起を受け、子ども支援・子育て支援施策、子ども条例の制定、子どもの相談・救済、子ども参加等、についてシンポジストの上田文雄札幌市長、田岡克介石狩市長、田村弘滝川市長、北良治奈井江町長、宮西義憲芽室町長によるパネルディスカッションが行なわれ、子どもの権利実現のために何を重点課題として意識し、それをどのような方法で解決し、どのように子どもにやさしいまちづくりを実現するのかについてのかかり踏み込んだ議論が行なわれた。

2日目は始めに7つの分科会に分かれて報告及び意見交換が行なわれた。

・第1分科会「子どものSOSと相談・救済」

①子どもたちが置かれている現状（子どものSOSから見えるもの）②子どものSOSに回答する仕組みと実践（各自治体の取り組みの現状）③「子どもにやさしいまち」づくりにおける子ども救済の位置と課題という3つの視点から、それぞれの自治体が取り組む「子どものSOSと相談・救済」の現状を報告し、これまでの成果とこれからの課題の検討がおこなわれた。

・第2分科会「子ども虐待への対応～要保護児童対策地域協議会の運営をめぐる～」

要保護児童対策地域協議会をめぐる最近の動向や人材育成等について、コーディネーターから説明をおこなった後に、要保護児童対策地域協議会の運営上の課題について各自治体から報告を行い、子どもの権利の視点から検討がおこなわれた。

・第3分科会「次世代育成支援計画の評価と推進」

2010年からの次世代育成支援後期行動計画に向けて、子ども支援の視点をどのように入れるのか、子ども支援を総合

的に展開するための計画をどのような組み立て推進するのかについて、自治体からの報告をもとに討論がおこなわれた。

・第4分科会「子ども条例の制定と実施」

誤解や抵抗の中それぞれの自治体がどのようにして条例の制定し、子ども施策を展開してきたのか、また今後の課題は何かを明らかにするために、①条例制定の背景や過程、②条例の趣旨・内容や特徴、③条例の実施状況（方向性）、④条例の効果・意義、⑤条例実施における課題などについて、条例実施中および制定中の自治体から報告・発言を受けて、検討がおこなわれた。

・第5分科会「子ども支援と子ども参加」

子ども参加を促進している自治体や施設、相談・救済機関からの報告を受け、子どもの「取り込み」や「飾り」「操り」のような「参加」ではない、権利としての参加及び、そこにおいて子どもを支援していく視点や方法、効果などについて検討がおこなわれた。

・第6分科会「子どもの権利の啓発・普及と学習・教育」

子どもの権利条約・国連採択20年、日本批准15年のいまなお、子どもの権利や子どもの権利条約についての理解が十分ではない現状を踏まえ、地域における子どもの権利の普及・学習の課題について、自治体や養護施設、また自治体や施設と市民の協力・共同を支える要となる市民グループの取り組みについての報告を受け、権利の啓発・普及と学習・教育の促進の今後の課題について検討がおこなわれた。

・第7分科会「子どもの居場所づくり」

子ども施策における居場所づくりの重要性や子どもの権利を大切にしたい居場所とは何かについての報告をもとに、①「子どもの参加」による居場所づくり、②「子どもの相談・救済」につながる居場所の機能の2点に注目しながら、事例を検討し、居場所づくりの実践的ヒントを得るとともに、そのあり方と機能について検討がおこなわれた。

最後に、シンポジウム「子どもにやさしいまちづくりにむけて～子ども条例と子ども参加を中心に～」がおこなわれ、ユニセフの提案する「子どもにやさしいまちづくり」の国内外の展開をふまえながら、国内での成果と課題が明らかにされた。

この自治体シンポジウムは、自治体関係者と研究者などが連携・協力をしながら、子ども施策についての情報・意見交換や研修や、創意工夫ある取り組みをしている自治体をネッ

トワークしていく機会として開催されてきたもので、来年は石川県白山市でおこなわれる予定となっている。

(子どもの権利研究所 竹内麻子)

記念講演◎子どもの権利条約国連採択20周年

子どものSOSと子どもにやさしいまちづくり

トロント・ヴォーグ (ユニセフ・イノチェンティ研究センター)

9月2日に行われた「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2009 in 札幌のトロント・ヴォーグ氏の講演の要旨は、次の通り。

○はじめに

日本における「子どもにやさしいまちづくり」の創造を促進するこのシンポジウムでスピーチができることに敬意と喜びを感じます。私のプレゼンテーションでは、最初に私たちの未来に対し、立ちはだかる子ども期における複数の動向、持続可能な子ども政策や児童福祉の発展と「子どもにやさしいまちづくり」の役割、そして、このまちづくりの成功的な履行に結びつくキー・イシューを確認したいと思います。

○移り変わる世界

世界は、常に変化の中にあります。最近の懸念は、都市化の進行、気候変動、人口動態の警鐘などの急激な変化の発生です。たとえば、気候変動の問題では、子どもに対する影響は十分に考慮されているとは言えません。その一方で、子どもがこうした気候変動の単なる被害者ではないことにも留意する必要があります。子どもはコミュニケーター、変革者でもあるのです。

気候変動の決定要素に関する子どもたち自身の認識—そのインパクトやそれらをどのように和らげるか—は、家庭や地域における活動、その結果としての政策により広く影響を及ぼす鍵となります。今日の子どもたちが成長するように、気候変動のインパクトを変革し、発信する彼らの能力が、成長“後”を支える決定的なものになるでしょう。

○子どもにやさしいまちづくり—変革をもたらす

「子どもにやさしいまちづくり」の活動は、1996年にイスタンブールで開催された都市サミットに由来します。

ユニセフの「子どもにやさしいまちづくり」に関する事務局の鍵となる活動は、世界中の子どもにやさしいまちづくりの経験に関する分析やこれに基づく行動のための枠組みの立案な仕上げです。枠組みの中心は、子どもの権利を尊重する都市の実現のため、全世界の自治体に適用される9つの要素です。すなわち、①子どもの積極的参加の促進、②子どもにやさしい法的枠組み、③まち全体の「子どもの権利戦略」、④子どもの権利担当部局または調整のための仕組み、⑤事前・事後の子ども影響評価、⑥子ども予算、⑦定期的な「まちの子ども白書」、⑧子どもの権利の周知、⑨子どものための独立したアドボカシー（権利擁護）です。この9つの要素は、地

方自治の場で子どもの権利条約を実施していくときにも要となるものです。

より子どもにやさしくするために効果を生み出す都市コミュニティに関する徹底的な実践や研究から、あるいは先進国と途上国の状況に関するさまざまな分析から示唆されることはたくさんあります。

○子どものための政治、変革のための政治

「子どもにやさしいまちづくり」と向き合うほかのいくつかの重要な挑戦を確認しましょう。

「子どもにやさしいまちづくり」を履行するため、文化における子どもの捉え方を理解することが重要です。条約は2つの子ども観を示しています。1つは、おとなの支援や保護の対象としての子ども、もう一つは、条約を通じて示された考え方であり、彼らの生活に作用する決定への、あるいは彼らの社会やコミュニティへの貢献的な参加者としての子ども観です。

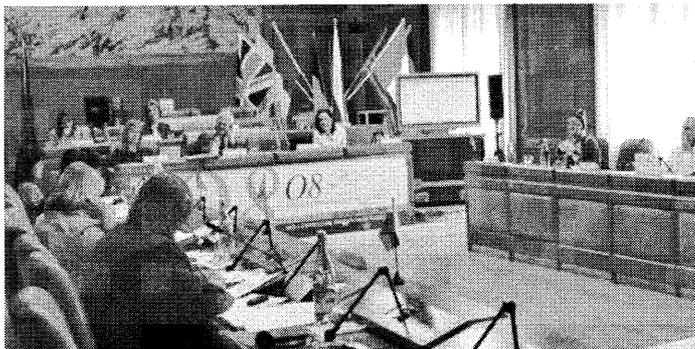
教育制度は、子どもにやさしいまちづくりのための重要な要素です。私たちは、今日の教育が明日の世界のためにふさわしいか問い直す必要がありますし、今日の教育制度は、彼らの人生を歩むためにエンパワーされるための、そして無知に取り組むための回復力、刷新力や創造的なスキルを身につけさせるものになっているかどうか顧みなければなりません。なお、学校は、子ども参加を促進し、意見を言えるような空間として重要な役割を果たします。子どもにやさしい学校づくりを可能にするには、以下の4つのステップがあります。それは、第一に、教職員の研修（ポジティブなリーダーシップ能力、子どもの権利に関する知識、子ども参加の奨励方法などについて）、第二に、子どもの権利原則を反映した明確かつ具体的なガイドラインの策定、第三に、民主主義教育・人権教育、第四に、子ども参加の促進です。

最後に、子どもの最善の利益という考え方は、私たちが、特に包括的な子どもの理解や子どもの権利の実現のための子どもに影響力のある政策や計画を進めるのを助けます。子どもの最善の利益に導かれることで、私たちは、専門職（家）が保護者や地域コミュニティ、子どもたちを理解し、支援するため、彼らをトレーニングするのに影響力のある制度やサービスを開発することを目指すことをよりよい位置に位置付けることができるのです。

(要約：子どもの権利条約総合研究所 小林勇樹)

オンブズ8サミット報告

桜井 智恵子 (川西市子どもの人権オンブズパーソン・大阪大谷大学教員)



2009年6月25-26日、オンブズ8サミット (O8) がイタリアのサルディーニャ島で開催された。G8の国々 (カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシア、UK、アメリカ) から子どもオンブズの代表が集った。日本からは、川西市子どもの人権オンブズパーソンが、ユニセフと主催のニューオー州から招かれ参加した。

会議の目的は、①G8サミットに渡す提言書を共同で作ること、②その内容をそれぞれの国内で市民に広く知ってもらうこと。

今年のG8の議題を受けて、O8サミットのテーマは「経済危機」と「気候変動」の子どもへの影響だった。オンブズパーソンとしての国内の仕事紹介よりも、相談救済の実務の内外で、広く時代状況を把握し、子どもの最善の利益をどう位置づけ考えているのかという点が問われる会議だった。

出発前にO8サミットのテーマの課題整理をし、意見をまとめ、それを他の川西のオンブズパーソンたちと共有して、イタリアへ向かった。ユニセフからは、川西市の経験をできるだけ発信してほしいと要請を受け会議に臨んだ。

「経済危機」と「気候変動」の子どもへの影響

第一部では、「経済危機の子どもへの影響」が話し合われた。貧困は自己責任と考えられがちだが、構造的であり、G8を中心とした富める国により不平等が作り出されていると確認された。

日本では、子どもの貧困率が先進国の中で高く、それが親による子どもの将来に対する雇用不安をかきたて、さらなる教育不安が作り出されていること。それが、世界で最も孤独感の高い、日本の子どもの自己肯定感の低下につながっていると、データをもとに説明した。

第二部では、「気候変動の子どもへの影響」が話し合われ、私は司会を担当した。

温暖化ガス排出などによる、気温上昇、海面上昇、干ばつ

などによる災害の8割が発展途上国で起きていること。もはや自然災害ではなく、「人災」だということ。また、先進国の消費量が、とりわけ北アフリカの気候変動に影響し、子どもを直撃していることが、専門家によって説明された。

目指す方向として、①適切な規制、②法整備、③一般の人々の意識を変えることとまとめられた。たとえば、環境をめぐる授業では、ひどい状況になっているという説明に留まらず、解決しようと思えば解決できる方法があると、具体的な提案を若い人たちに伝えることが重要と指摘された。

それを受けての議論では、発展途上国を抑圧しつつ成立している、先進国の消費量を減らすこと、成長を減速し、消費パターンを変え、産業構造を組み換えることが、子どもへの影響を改善することと共通認識した。

司会者まとめの中で私は、ライフスタイルの変容について、職人や小さな商店を積極的に守っている北イタリアの例を加えた。

子どもの声を代弁して制度改善に結ぶ

第三部では、「子どもの参加」について話し合われた。政策決定への子どもの参加—子どもを励まし、政治的な行動への参加を促すといった意見が述べられたが、私は、次のように話した。

川西の経験から、イベント的な「参加」よりむしろ、声を出しにくい子どもの声をオンブズが代弁することも「子どもの参加」の重要な構成要素であること。また、声を出しにくい子どもの気持ちを受け取るために、子どもとの信頼関係を築く時間と力量が必要であると述べた。子どもの声を代弁して制度改善に結ぶことができる。これは「子どもの参加」と第三者機関の役割でもある「制度改善」がつながる大切な視点だと、オンブズパーソンの仕事を重ねてきて、考えるからだ。

追って、「子どもは沈黙した市民」と、イタリアやドイツ、フランスも私の意見を補足してくれた。弱い立場の子どもを代弁するというオンブズの働きを知り、子ども自身が誰かの

代弁者として力をつける方法も学ぶことにもなる。それは、人と人が助け合うという価値を伝達する制度ともなる、と。

大騒ぎの提言書まとめ

二日間の会議の最後の仕事は提言書をまとめることだった。8カ国のオンブズパーソンたちが、文案が映し出されるプロジェクターの前に立ち、大騒ぎだった。「もっと強い言葉を！」「文化的に『子どもが死んでいます』という言葉は使ってもいいだろうか？」など。

提言書は、次のように言葉を選びながら作り上げられた。少し紹介しよう。

「経済危機の影響も気候変動も、大人たち、先進国の開発過剰により行われ、その子どもへの影響は深刻です。それが世界的に充分理解されていません。家庭内暴力、虐待、搾取的な労働を強いられる青少年、格差の拡大、病的状態は、子どもへの経済危機の見えにくい影響の数々です。」

「状況は深刻です。子どもたちの命は、大人たちのせいで危機にさらされています。しかし、私たち大人は、経済危機と気候変動の子どもへの影響を改善するチャンスがあり、義務があります。」

パワフルな各国オンブズたち

会議の冒頭で、各国オンブズの機関紹介が短くあった。印象的だったのは、国や連邦オンブズが、法律や政策提言に関する仕事を中心なのに対して、地方オンブズは、実務に政策

提言に調査にと、さらに多様な仕事にチャレンジしていたこと。地方オンブズは、子どもと実際に会い、彼らの声を代弁するということで、相談・個別救済の実際を、制度改善に結ぶ可能性があるという発見は、第三部で述べた通りだ。

勧告後の追跡調査をし、州政府に子どもの権利保持者であると受け入れさせる取組みをしているカナダ、国が子どもに対して必要な投資をしていないと意見書をまとめるアメリカ、政策の監視（モニタリング）を丁寧に行っているフランス、7人のオンブズが州レベルで法律に影響を与えているとイタリア、子どもや若者に伝えるためネットのYou TubeにサイトをもつUK、83地域の子どものオンブズをもつロシア、政府に向けてばかりではなく市民社会に向けての発信をとドイツ。それぞれに明るく朗らかで、パワフルな代表オンブズパーソンたちとは、会議を終えてからも様々なお喋りをし、カブけられ帰国したのだった。



お知らせ

子どもの権利条約ネットワーク主催

子どもの権利条約基礎講座

「子どもの権利条約」採択20周年の今年も基礎講座を企画しています。
記念すべきこの年に、条約を基礎から学びなおしてみましょう。

【日 時】 11月28日（土）午後1時～4時（受付 午後12時30分）

【講 師】 荒牧重人（子どもの権利条約ネットワーク副代表・山梨学院大学法科大学院教授）

【場 所】 早稲田大学戸山キャンパス（文学部）39号館 第5会議室

【参加費】 大人：1,000円（会員800円）／18歳未満：500円（子ども会員・学生会員無料）

【申込み・お問い合わせ】 電話、FAX、メールで子どもの権利条約ネットワーク事務所まで。

「子どもの権利条約フォーラム2009 in とやま」

11月14日(土) 15日(日)に富山国際会議場にて開催!!

子どもの権利条約採択20周年となる今年の「子どもの権利条約フォーラム2009 in とやま」も、あと2ヶ月と迫ってきました。

現在、二日間のプログラムは、ほぼ確定し、申し込みの受付を開始しました。

今回のフォーラムにあたって大切にしたいことは、1. 子どもの権利条約に関わる人の裾野を広げる。2. 子ども支援のために親支援の視点を重視する。3. 富山色を出した大会とする、です。

子ども実行委員会の提案で、フォーラムの全体テーマは、「ぼくの権利 わたしの気持ち 聞いてください! 子どもの声を」と決めました。

1日目は、開会セレモニー、森田ゆりさんによる基調講演のあと、「おとなと子どもの権利」をテーマに、全体シンポジウムを行ないます。2日目は、子ども実行委員会主催の3つを含む計18の分科会を行ない、最後に閉会セレモニーで、各分科会での成果を発表します。

1日目夕方の交流会では、富山の海の幸山の幸を豊富に準備し、あっと驚くパフォーマンスも企画中です。条約採択20周年にふさわしい、心に残るフォーラムにしたいと思っていますので、ぜひ、皆さんのご参加を心からお待ちしています。

(実行委員長 明橋大二)

ホームページ: <http://npo-palette.org/ncrc2009/>

15日分科会プログラム

午前の部 9:30 ~ 11:30		午後の部 12:30 ~ 14:30	
1	あなたに会えてよかった。 ～社会的養護とこころの居場所～	10	子ども実行委員会 (いじめ)
2	「子どもの権利条例」をつくろう	11	子ども実行委員会 (おとなへの不満)
3	「子どもの時にもっと遊びたかった」と後悔させない! <第31条の権利>	12	子ども実行委員会 (学校・家庭のこと)
4	パパ・ママあのおね ～幼稚園・保育園と子どもの表現～	13	富山型で働く・育つ・育む
5	子どもに聴こう…不登校って何?	14	子育てほっとカフェ
6	わたしたちも日本で生きてます ～外国籍/外国にルーツのある子どもたち～	15	伝えよう、すべての子どもに「あなたは大切な人」 ～今おとなにできること～
7	ワークショップ 「カンボジアの子どもと子どもの権利条約」	16	親が変わる教師が変わる、それが出発点 ～アドラー心理学育児のすすめ～
8	カナダ生まれの親学習&支援 Nobody's perfectって何?	17	子どものえがおが輝く学校づくり
9	「ここが好き」 ～子どもにとってのいい放課後の居場所って?～	18	ワークショップ(ゲーム)で学ぶ子どものケンリ ～知って感じる権利条約/子どもと向き合うアイスブレイク～

編集後記

今号でも20周年記念イベントに参加した子どもたちに執筆をお願いしたが、最近の本紙では、子どもたちからの原稿をなるべく多く掲載させていただいている。これは「子どもの権利」について、私たちおとな側からだけではなく、子ども自身からの発信が必要だと考えるからだ。子どもたちからは、ストレートに「いまの自分」を表現した原稿がとどく。その文章に、私たちや社会に伝えようとするエネルギーが満ち満ちていることは、読者の方々も感じられていることだろう。彼らの権利意識にハッとしたり、新たな気づきも多い。

執筆を依頼した子どもたちの中には、文章をかくことに慣れていないため、自分の思いや考えを人に伝えられるかどうか不安な人もいた。また、書いているうちに、何がいいたいのか、自らの中で葛藤したかもしれない。(それらは、おとなも同じだが…) それでも、みな比較的速筆で、とても意欲的だ。人は本来、「伝える」こと「表現する」ことに前向きなのだと思改めて感じる。頼もしく、嬉しいことだ。

子どもたちの書く文章は、荒削りであったり、新語や話し言葉もある。あくまでも「ありのまま=原文」で掲載しているのは、私たちおとなは、彼らの「ありのまま」の多様な表現から読み取り、共に考え行動しながら、権利を尊重する社会を目指していきたいためである。(N.K)

「子どもの権利条約」No.97

2009年9月15日発行

★発行 (季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント